

／コロナ対応／

## 家賃補助 恒久化を

厚労省検討会 特例巡り提言へ

静岡新聞 2022年4月20日、2021年7月21日より  
東京新聞 2021年12月15日より

厚生労働省の有識者検討会は、生活困窮者自立支援法の改正に向けた論点整理の報告書をまとめ、新型コロナウイルス禍を踏まえて設けた「住居確保給付金」の特例の恒久化を提言しました。厚生労働省の社会保障審議会部会で議論し、来年の通常国会への法案提出を目指すとしています。

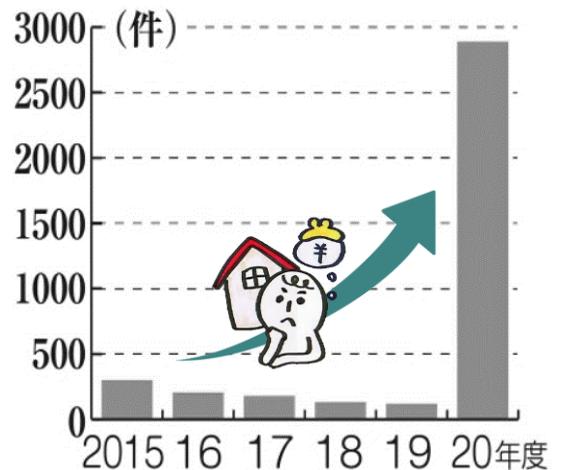
### 住居確保給付金とは

生活困窮者に期限付きで家賃を補助する制度。主に離職者が対象だったが、コロナ禍の緊急策として利用条件を緩和、休業などで減収した人も使えるようにした。利用には収入と資産の条件を満たす必要があり、自治体により支給額も異なる。静岡市の単身世帯の場合、月収8.1万円+家賃額(3.9万円)未満、預貯金48.6万円以下が条件で、3万9000円が原則3ヶ月、最長で9ヶ月支給される。

### ◆ 住宅確保給付金の支給はコロナで急増

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に伴い、静岡県内でも収入減で家賃を支払うことが困難な人が増えている。県によると、家賃を公費で補助する住居確保給付金は2020年度の申請数が2890件（速報値）に上り、前年度比で約2.4倍に急増。関係者は雇用情勢の悪化等から「短期的な回復は難しく、今後の動向が懸念される」と危機感を強めている。

県内の住居確保給付金の年度別申請件数



### ◆ 「持ち家促進」の住宅政策が背景に

コロナ禍で収入が減った人々が家賃の支払いに苦しむ背景に、日本の住宅政策が一戸建て住宅の購入を促す「持ち家」中心だったという経緯がある。公営住宅の建設や家賃補助といった低所得者向け支援は海外と比べ不十分で、有識者は「借家」向けの政策を見直すべきだと訴える。

2022年度税制改正大綱では、住宅ローン減税の適用期間の延長が盛り込まれた。政策が持ち家を重視しているのは今も変わらない。一方で、低所得者向けの借家の政策は縮小している。

公営住宅の着工数は1970年代から減り、国から自治体への建設補助金が廃止された。低く抑えていた家賃も入居者の収入などに応じて変化する制度に変わり入居へのハードルが上がっている。

約30年前のバブル崩壊後は非正規労働者や単身者が増加。持ち家を買おうにも買えず、都市部の賃貸住宅や実家で暮らし続ける人が増えている。

低所得者向け住宅支援制度の課題

住宅確保給付金	期限あり (原則3カ月。コロナ禍特例で最長9カ月)	期限
	減収者が長期利用するにはハローワークでの求職活動が必要	
住宅扶助 (生活保護制度の利用者に支給)	生活保護利用へのためらい	抵抗感
	住み慣れた家から離れざるを得ない可能性も	
公営住宅	建設数減少	高倍率
	応募倍率が高水準で入居にくい	

専門家は「非正規で働いてきた人が高齢化するなど低所得者層が増える傾向にある。家賃の公的保障は貧困の予防につながるため、将来の社会安定にとって合理的だ。」と強調している。

# しずおかFPサービス column

4月の記事でご紹介した「路線価を否定した相続課税が節税に影響」の記事について最高裁の判決がでました。

裁判を簡単に振り返ると、「路線価」を用いた相続財産の評価に対し、国が実際の取引価格をもとに再評価して相続税を追徴課税できるかが争点でした。路線価を用いて評価すると実際の取引価格と比較して不相当に評価が低くなるのが問題視されていました。

判決は、路線価を用いた評価と実勢価格とに大きな差があるだけでは国による再評価は認められない、としながら「租税負担の公平に反するというべき事情がある場合」には適法になるとの判断を示しました。

結果、今回のケースでは国の再評価が適法となり追徴課税が認められました。今回の判断が不動産を用いた節税対策に与える影響は大きそうです。

(日本経済新聞 電子版 2022年4月20日)

## 『相続なんでも相談会』

無料

要予約

### 毎月開催中！

相続に関するご相談を、完全予約制にて毎月開催しています。

【浜松会場】2022年5月21日

毎月第3土曜日

浜松市中区元城町216-11  
鴻池元城ビル3階

【掛川会場】2022年5月17日

毎月第3火曜日

掛川市弥生町234  
JA掛川市やよい支所内会議室



《予約電話番号》

☎ 0537-61-2102

平日9時～16時受付

税理士法人タックスサポート掛川支社内

一般社団法人

しずおか民事信託推進協会

KONOIKE Co. 株式会社

KONOIKE は、お客様と社員が「夢」と「誇り」と「喜び」を共創できる素晴らしい会社を目指します。

□本社 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11  
□本店営業部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11  
□静岡支店 〒422-8036 静岡市駿河区敷地1丁目5-15  
□掛川支店 〒436-0028 掛川市亀の甲1丁目18-14  
□リニューアル部 〒430-0946 浜松市中区元城町216-11

TEL:(053)455-0661(代) FAX:(053)452-1930  
TEL:(053)454-3723(代) FAX:(053)454-9584  
TEL:(054)269-5102(代) FAX:(054)269-5103  
TEL:(0537)64-3364(代) FAX:(0537)64-3362  
TEL:(053)455-1311(代) FAX:(053)455-1312